

## 入札説明書

本市が発注する「令和 7 年度大津市廃棄公文書収集運搬業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度大津市廃棄公文書収集運搬業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務概要 令和 7 年度大津市廃棄公文書収集運搬業務委託仕様書のとおり

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のう

ち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (イ)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(8) 過去2年間に、国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と種類及び規模をほぼ同じくする又はそれ以上の規模の契約を複数回にわたって締結し、これら全てを履行した実績（履行中のものを含む。）を有することを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（令和7年度分で大津市の入札参加申請（以下「指名願」という。）を提出している者は一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の、4 確認事項「令和7年度大津市委託業務入札参加申請書（指名願）提出済」欄にレ点を付すこと。）

イ 実績調書（実績調書に記載した実績に係る契約書の写しも併せて添付すること。）

ウ 入札参加資格審査結果通知書返信用封筒（長形3号の封筒に返信先を記載し、460円切手を貼り付けたもの）

エ 令和7年度分で大津市の指名願を提出していない者については、（ア）から（キ）までに掲げる書類に加えて次の書類も提出すること。

（ア） 納税証明書（納期が到来した全ての税目で未納がないことが分かるもの）

a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）

b 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分（大津市発行）

c 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。

（イ） 登記事項証明書（本店直轄の法務局発行）又は身分証明書

（ウ） 委任状（本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任する場合）

（エ） 誓約書

（オ） 役員名簿

（カ） 印鑑証明書

（キ） 使用印鑑届（実印以外の印鑑により入札書を作成する場合）

なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

- (2) 前号ア及びイに掲げる書類の様式は大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度大津市委託業務入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合又は指名願いを提出していない者であって、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任する場合にあつては、提出書類の申請者は受任者でもって記名・押印することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。
- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間内に受付場所に持参又は郵送により市長に提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和7年5月16日（金）から同月22日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(7) 持参による申請の場合

大津市御陵町3番1号 大津市政策調整部市政情報課（市役所新館7階）  
（電話077-528-2718）

(4) 郵送による申請の場合

〒520-0037 大津市御陵町3番1号  
大津市役所内郵便局留 大津市政策調整部市政情報課宛て

ウ 方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、受付期間内に必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。なお、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

- (5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和7年5月23日（金）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。  
なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について

説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和7年6月5日（木）までに大津市役所政策調整部市政情報課へその旨を記載した書面を提出すること。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については大津市役所政策調整部市政情報課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和7年5月16日（金）から同月22日（木）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

## 6 入札条件

- (1) 入札方法 郵便入札
- (2) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便
- (3) 郵送先 〒520-0037 大津市御陵町3番1号  
大津市役所内郵便局留 大津市政策調整部市政情報課宛
- (4) 郵送書類 入札書及び見積内訳書
- (5) 入札書等の到達期限 令和7年6月6日（金）
- (6) 入札（開札）日 令和7年6月9日（月）午後2時
- (7) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所政策調整部市政情報課
- (8) 入札保証金 大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。
- (9) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (10) 最低制限価格 設定しない。
- (11) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (12) 入札回数 3回とする。
- (13) 支払条件 1回の作業が終了するごとに、契約書に定める額を、適法な請求書を受理した後30日以内に支払う。ただし、同月のうち複数回作業があった場合は、当該月に係る回数分をまとめて支払う。
- (14) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。この場合においては、「【別記1】郵便入札方式用くじによる落札者決定の方法」のとおり、同価格の入札をした者の入札書に記載のくじ番号から抽選を行い、落札者を決定する。

なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(15) 入札に関する注意事項

ア 見積内訳書の提出

入札時には必ず見積内訳書（委託業務名及び入札者の所在地・名称又は商号名・代表者職氏名を記載）を提出のこと。見積内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容が分かるものとする。見積書内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

イ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書の日付

第6号の入札日を記載すること。ただし、再度入札の場合は、再入札通知書に示す再入札日を記載すること。

エ 入札説明会

実施しない。

オ 質問について

疑義等がある場合には令和7年5月20日（火）までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市政策調整部市政情報課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、市政情報課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス [otsu1209@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1209@city.otsu.lg.jp)

電話番号 077-528-2718

質問回答日時 令和7年5月22日（木）本市ホームページ上に掲載

カ 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (ア) 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (イ) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (ウ) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (エ) 持参、宅配便等で市政情報課に直接提出された入札
- (オ) 第6項第5号の到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
- (カ) 大津市役所内郵便局において市政情報課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

- (キ) 入札書が同封されていない入札
- (ク) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (ケ) 入札書に記名押印がない入札
- (コ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (サ) 入札書に件名のない又は間違いのある入札
- (シ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (ス) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

キ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

ク 再度入札

開札の結果、落札となるべき者がなく当該入札を中止する理由もない場合は、2回を限度として再度入札を執行することとし、再度入札の入札書受付期間、入札（開札）日時その他必要事項を、本入札に参加した者へ再入札通知書により通知する。

ケ 開札の立会いについて、本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委託を受けた代理人は当該入札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式1）を令和7年6月6日（金）正午までに大津市政策調整部市政情報課へ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※ 電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、同課へ電話連絡すること。

送信アドレス [otsu1209@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1209@city.otsu.lg.jp)

送信先ファックス番号 077-523-1434

電話連絡 077-528-2718

なお、代理人については入札（開札）当日に開札の立会いに関する委任状（様式2）を持参すること。ただし、入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせ、開札するものとする。

コ その他

(ア) 大津市の指名願を提出していない者については、「入札書」に押印する印鑑は実印とする。なお、実印以外の印鑑により入札、契約等を行う場合は、使用印鑑届を提出すること。

(イ) この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市政策調整部市政情報課

電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 7 1 8